

<p>令和3年10月12日</p>	<p>Ⅲ リスク対策2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 不適切な方法で入手が行われるリスク (1) リスクに対する措置の内容 a. 「事務組織規則」により取扱い窓口・方法を指定することで不正な入手を防止している。 b. データを格納しているサーバへの物理的アクセスが制限されており、不正な入手を防止している。 c. システムの業務メニューを表示できるユーザーを限定することで、情報へのアクセスを制限し、目的外の入手を防いでいる。 d. 健康管理システムは限られた端末でのみ利用可能とし、利用できる職員を限定している。さらに、ユーザID/手のひら静脈による認証を行い、アクセス権を持たない職員のみによる入手への対策を施し、操作ログによる証跡を記録している。</p> <p>2. 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク (1) 個人番号の真正性確認の措置の内容 a. 住民からの届出・請求情報の入手にあたっては、本人の個人番号カードの提示（個人番号カードがない場合には通知カード）を受け、既存住基システムを用いて個人番号の真正性確認を行っている。 b. 他団体からの証明書等の情報の入手にあたっては、既存住基システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い、本人の個人番号であることを確認している。 (2) 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 a. 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>3. 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク (1) リスクに対する措置の内容 a. 最終退出者が重要情報の保管場所の施設確認をし、施設状況の確認を毎朝行っている。 b. 個人情報へのアクセスや操作の失敗（障害記録）について記録を取得している。 c. 上記については、新規職員に対して研修を実施している。</p>	<p>1. 不適切な方法で入手が行われるリスク (1) リスクに対する措置の内容 a. 「事務組織規則」により取扱い窓口・方法を指定することで不正な入手を防止している。 b. データを格納しているサーバへの物理的アクセスが制限されており、不正な入手を防止している。 c. システムの業務メニューを表示できるユーザーを限定することで、情報へのアクセスを制限し、目的外の入手を防いでいる。 d. 健康管理システムは限られた端末でのみ利用可能とし、利用できる職員を限定している。さらに、ユーザID/手のひら静脈による認証を行い、アクセス権を持たない職員のみによる入手への対策を施し、操作ログによる証跡を記録している。</p> <p>2. 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク (1) 個人番号の真正性確認の措置の内容 a. 住民からの届出・請求情報の入手にあたっては、本人の個人番号カードの提示（個人番号カードがない場合には通知カード）を受け、既存住基システムを用いて個人番号の真正性確認を行っている。 b. 他団体からの証明書等の情報の入手にあたっては、既存住基システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い、本人の個人番号であることを確認している。 (2) 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 a. 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>3. 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク (1) リスクに対する措置の内容 a. 最終退出者が重要情報の保管場所の施設確認をし、施設状況の確認を毎朝行っている。 b. 個人情報へのアクセスや操作の失敗（障害記録）について記録を取得している。 c. 上記については、新規職員に対して研修を実施している。</p> <p>4 ワクチン接種記録システムにおける追加措置 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	<p>事後</p> <p>事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用</p>
-------------------	--	---	---	---

<p>令和3年10月12日</p>	<p>Ⅲ リスク対策7. 特定個人情報情報の保管・消去その他の措置の内容</p>	<p>1. 物理的対策 (1) 特定個人情報情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置による入退室管理を行っている。 (2) 特定個人情報情報はすべてサーバ上で保管し、個別のPCに保管しない。 (3) 特定個人情報情報を記録された媒体の運用基準を定め、遵守状況を定期的に確認している。 (4) 特定個人情報情報を保管するサーバには、電源の冗長化、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 (5) 特定個人情報情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。 (6) 特定個人情報情報を保管するサーバは、不正利用の抑止を目的として監視カメラ等の設置している。 (7) 特定個人情報情報を記した書類等は、施錠可能なキャビネットに保管している。</p> <p>2. 技術的対策 (1) ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 (2) 必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2) 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (4) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>1. 物理的対策 (1) 特定個人情報情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置による入退室管理を行っている。 (2) 特定個人情報情報はすべてサーバ上で保管し、個別のPCに保管しない。 (3) 特定個人情報情報を記録された媒体の運用基準を定め、遵守状況を定期的に確認している。 (4) 特定個人情報情報を保管するサーバには、電源の冗長化、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 (5) 特定個人情報情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。 (6) 特定個人情報情報を保管するサーバは、不正利用の抑止を目的として監視カメラ等の設置している。 (7) 特定個人情報情報を記した書類等は、施錠可能なキャビネットに保管している。</p> <p>2. 技術的対策 (1) ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 (2) 必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2) 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (4) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供する ため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用</p>
-------------------	--	--	---	-----------	---